

環境保全計画（案）

1. 公害防止基準

新施設について、関係法令が適応される排ガス、排水、悪臭、騒音、振動及びその他の項目について、その関係法令の規制基準値及び既存の朝日環境センター、戸塚環境センター西棟で設定されている基準値を参考に、公害防止目標値を設定します。

(1) 排ガス

1) 関係法令の規制基準値

新焼却処理施設は大気汚染防止法の「ばい煙発生施設」に該当し、大気汚染防止法の規制基準値が適用されるほか、「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」において、塩化水素に上乘せ基準、「工場・事業場の排出基準に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導規準値が設けられています。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出基準値が設けられています。その規制基準値は「表1 法令等による排ガスの規制基準値」に示すとおりです。

表1 法令等による排ガスの規制基準値

処理対象物質	法規制	条例規制等
ばいじん (g/m ³ N)	0.04 ^{※1}	—
塩化水素 HCl (mg/m ³ N)	700 (430ppm)	200
硫黄酸化物 SO _x (ppm)	K値 ^{※2} = 2.34	—
窒素酸化物 NO _x (ppm)	250	180
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1 ^{※3}	—

※1 平成10年7月2日以降に設置された施設に適用(平成10年7月1日以前に設置された施設は0.08g/m³ N)。

※2 K値規制とは地域の汚染の実情に応じて地域ごとに定められた定数Kを用いて、個々のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の許容限度量を算出して排出基準として規制するもの。

※3 平成9年12月2日以降に設置された施設に適用(平成9年12月1日以前に設置された施設は1.0ng-TEQ/m³ N)。

2) 本市既存施設の公害防止目標値

朝日環境センター及び戸塚環境センター西棟の排ガスの公害防止目標値は「表2 本市既存施設における公害防止目標値」に示すとおりです。

表2 本市既存施設における公害防止目標値

項目	戸塚環境センター	朝日環境センター
ばいじん (g/m ³ N)	0.08	0.01
塩化水素 HCl (ppm)	25	10
硫黄酸化物 SO _x (ppm)	30	10
窒素酸化物 NO _x (ppm)	180	50
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	1.0	0.05

3) 他都市施設の公害防止目標値の例

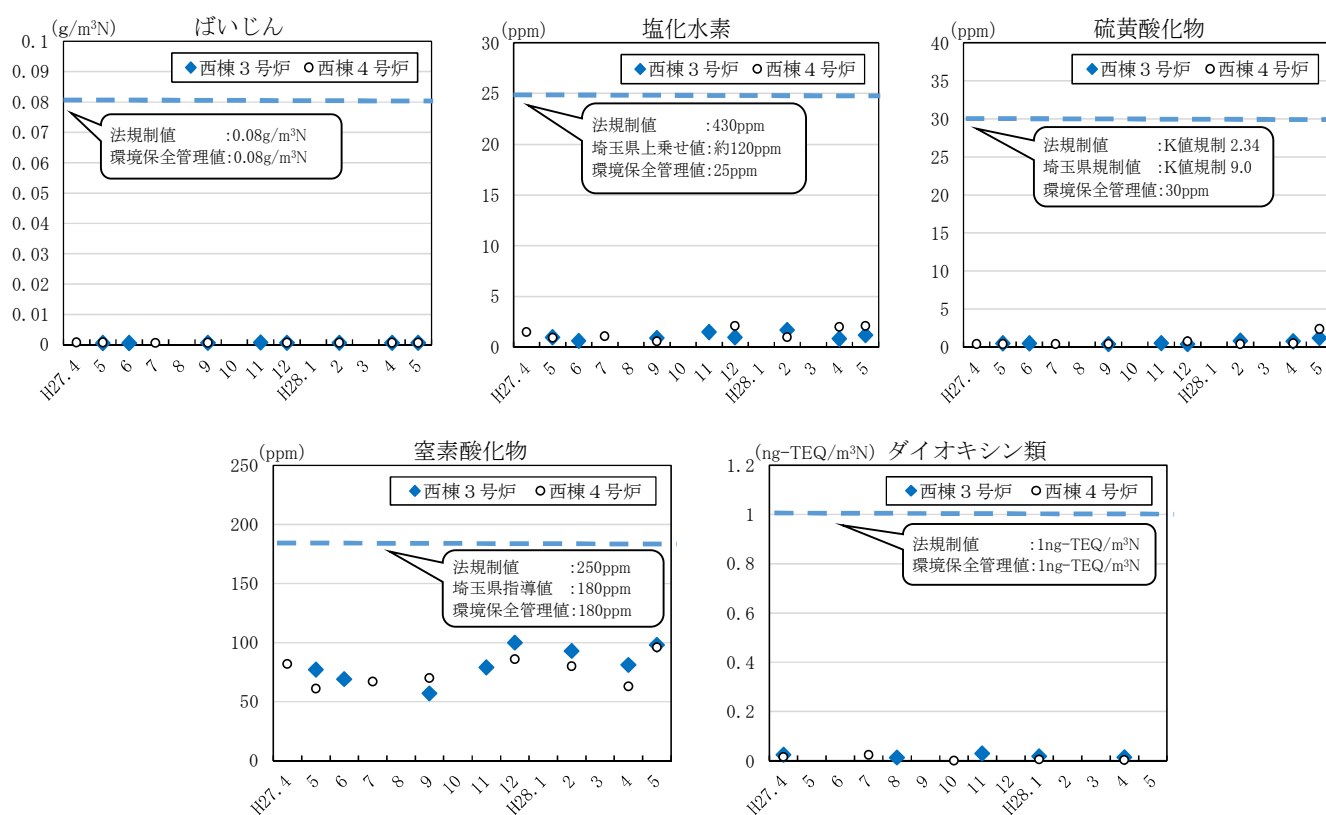
近年稼動を開始した近隣自治体の焼却処理施設における公害防止目標値は「表3 他都市施設の公害防止目標値」に示すとおりです。

表3 他都市施設の公害防止目標値

施設 (所在地、市・組合名)	規模	稼動開始	ばいじん	塩化水素	硫黄酸化物	窒素酸化物	ダイオキシン類	一酸化炭素	水銀
			g/m ³ N	ppm	ppm	ppm	ng-TEQ/m ³ N	ppm	μg/m ³ N
川崎市 王禅寺処理センター (神奈川県 川崎市)	450t/24h	平成24年	0.02	20	15	50	0.01	15	—
大田清掃工場 (東京都 東京都二十三区 一部清掃事務組合)	600t/24h	平成26年	0.01	10	10	50	0.1	—	50
さいたま市 桜環境センター (埼玉県 さいたま市)	380t/24h	平成26年	0.01	30	20	50	0.01	—	—
練馬清掃工場 (東京都 東京都二十三区 一部清掃事務組合)	500t/24h	平成27年	0.01	10	10	50	0.1	—	50

4) 既存施設の維持管理状況

戸塚環境センター西棟の排ガス処理に係る維持管理の状況は、「図1 戸塚環境センター排ガス処理に関する維持管理の状況」に示すとおりです。これらの値は、処理した排ガスを対象にした第三者機関による定期測定結果です。いずれの環境項目も、公害防止目標値（環境保全管理値）を大きく下回っております。



出典) 本市 Web サイト情報: 戸塚環境センター維持管理状況 (過去測定分)

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28200004/28200004.html>

図1 戸塚環境センター排ガス処理に関する維持管理の状況

5) 排ガスの水銀に関する概要

水銀に関しては、大気汚染防止法の改正において、ばい煙発生施設に定められる廃棄物焼却炉の排出基準値として、新規に整備する場合は $30 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ (標準酸素補正方式による 12%酸素換算値) が適用されます。なお、改正大気汚染防止法の施行日は平成 30 年 4 月 1 日となっています。

6) 新焼却施設の公害防止目標値

新焼却処理施設の排ガスにおける公害防止目標値は「表 4 新焼却施設の公害防止目標値」に示すとおり、朝日環境センターと同等とし、さらに水銀についても新たに規制基準値が適用されることから、基準値を設けることとします。

表 4 新焼却施設の公害防止目標値

項目	新焼却施設	規制基準値
ばいじん ($\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	0.01	0.04
塩化水素 HCl (ppm)	10	200
硫黄酸化物 SO_x (ppm)	10^{*1}	$K\text{値}^{*2}=2.34$
窒素酸化物 NO_x (ppm)	50	180
ダイオキシン類 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)	0.05	0.1
水銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	30	30

※1：硫黄酸化物の公害防止目標値である 10ppm を満足することで、K 値規制は十分満足できると考えられる。

※2：K 値規制とは地域の汚染の実情に応じて地域ごとに定められた定数Kを用いて、個々のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の許容限度量を算出して排出基準として規制するもの。

(2) 排水

1) 関係法令の規制基準値

新施設から排出される排水は、公共用水域である綾瀬川へ放流する場合、「水質汚濁防止法」の規制基準値及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準値が適用されます。(表 5 排水の規制基準値 (有害物質)、表 6 排水の規制基準 (生活環境項目) 参照)

2) 本市既存施設の公害防止目標値

朝日環境センターは下水道放流、戸塚環境センター西棟は公共用水域に放流しており、それぞれの施設における公害防止目標値は法令に定める規制基準値以下となっています。なお、戸塚環境センターでは本市だけでなく、草加市の規制基準値も満足することとなっていますが、規制基準値は本市と同様の値となっています。

3) 新施設の公害防止目標値

新施設の排水における公害防止目標値は「表 5 排水の規制基準値 (有害物質)」及び「表 6 排水の規制基準 (生活環境項目)」における関係法令の規制基準値とします。

なお、今後、戸塚環境センターの敷地に下水道が配備された場合には、下水道放流とすることを検討し、関係法令の規制基準値を満足することとします。

表5 排水の規制基準値（有害物質）（単位：mg/L）

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03
シアン化合物	シアン 1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1
鉛及びその化合物	鉛 0.1
6価クロム化合物	6価クロム 0.5
砒素及びその化合物	砒素 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレン 0.1
ほう素及びその化合物	ほう素 10
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100※
1,4-ジオキサン	0.5

表6 排水の規制基準（生活環境項目）

（単位：mg/L（水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く））

項目	基準値
生物化学的酸素要求量（BOD）	25（日間平均20）
浮遊物質（SS）	60（日間平均50）
フェノール類含有量	1
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数（1 cm ³ につき個）	日間平均 3,000
窒素含有量※ ¹	120（日間平均60）
りん含有量※ ¹	16（日間平均8）
化学的酸素要求量（COD）※ ²	160（日間平均120）

※¹ 日平均排水量が50cm³以上の特定事業場に適用される。

※² 湖沼に直接排水される場合に適用される。

(3) 悪臭

1) 関係法令における規制基準値

新施設における悪臭の規制は「悪臭防止法」に基づく臭気指数による規制となっており、戸塚環境センターの区域区分はA区域となっており、敷地境界、煙突等の排出口及び排出水中において、「表7 悪臭の規制基準値」に示す規制基準値が適用されます。

表7 川口市の悪臭防止に係る規制基準値

項目	区域区分	基準値
敷地境界線における 規制基準	A区域（B、C区域を除く区域）	臭気指数 15
	B区域（農業振興地域）	臭気指数 18
	C区域（工業地域・工業専用地域）	臭気指数 18
煙突等の排出口における 規制基準	基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する値。	
排出水中の規制基準	基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出する値。	

2) 本市既存施設の公害防止目標値

朝日環境センターは、戸塚環境センターと同様、A区域の規制基準値を遵守する他、臭気濃度として、敷地境界上で許容限度 10 及び気体排出口において許容限度 300 以下を設定しています。また、戸塚環境センター西棟では、法令における規制値のほか、草加市における規制基準値も遵守することとしています。

なお、草加市の規制基準値は「悪臭防止法」に基づく物質濃度規制及び「草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例」において臭気指数規制を採用しており、規制基準値は「表8 草加市の悪臭防止に係る規制基準値（物質濃度規制）」及び「表9 草加市の悪臭防止に係る規制基準値（臭気指数）」に示すとおりです。

3) 新施設の公害防止目標値

新施設の悪臭における公害防止目標値は川口市の規制基準値である「表7 悪臭の規制基準値」及び草加市で適用される「表8 草加市の悪臭防止に係る規制基準値（物質濃度規制）」、「表9 草加市の悪臭防止に係る規制基準値（臭気指数）」に示した関係法令の規制基準値の値とし、臭気指数の規制値はより厳しい方の値を採用します。

表 8 草加市の悪臭防止に係る規制基準値（物質濃度規制）

特定悪臭物質	規制基準			
	敷地境界 規制基準 (ppm)	排出水中		気体排出口
		排出水量	規制基準 (mg/L)	規制の有無
アンモニア	1	—		有※
メチルメルカプタン	0.002	0.001m ³ /秒以下	0.03	—
		0.001m ³ /秒を超え0.1m ³ /秒以下	0.007	
		0.1m ³ /秒を超える	0.002	
硫化水素	0.02	0.001m ³ /秒以下	0.1	有※
		0.001m ³ /秒を超え0.1m ³ /秒以下	0.02	
		0.1m ³ /秒を超える	0.005	
硫化メチル	0.01	0.001m ³ /秒以下	0.3	—
		0.001m ³ /秒を超え0.1m ³ /秒以下	0.07	
		0.1m ³ /秒を超える	0.01	
二硫化メチル	0.009	0.001m ³ /秒以下	0.6	—
		0.001m ³ /秒を超え0.1m ³ /秒以下	0.1	
		0.1m ³ /秒を超える	0.03	
トリメチルアミン	0.005	—		有※
アセトアルデヒド	0.05	—		—
プロピオンアルデヒド	0.05	—		有※
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	—		有※
イソブチルアルデヒド	0.02	—		有※
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	—		有※
イソバレールアルデヒド	0.003	—		有※
イソブタノール	0.9	—		有※
酢酸エチル	3	—		有※
メチルイソブチルケトン	1	—		有※
トルエン	10	—		有※
スチレン	0.4	—		—
キシレン	1	—		有※
プロピオン酸	0.03	—		—
ノルマル酪酸	0.001	—		—
ノルマル吉草酸	0.0009	—		—
イソ吉草酸	0.001	—		—

※ 気体排出口の規制基準においては、悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出する。

表 9 草加市の悪臭防止に係る規制基準値（臭気指数）

規制場所の区分 区域の区分	工場又は事業場の敷 地境界線の地表にお ける臭気指数	工場又は事業場の煙 突その他の気体排 出口における臭気指数	工場又は事業場の排 出水における臭気指 数
第1種区域・第2種区域	臭気指数 10	臭気指数 25	臭気指数 26
第3種区域	臭気指数 13	臭気指数 27	臭気指数 29
第4種区域	臭気指数 15	臭気指数 30	臭気指数 31

※ 戸塚環境センターの用途地域は第1種住居地域となっており、区域区分は第2種区域に該当する。

(4) 騒音

1) 関係法令における規制基準値

新施設は「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」による規制を受けることになります。

騒音規制の区域区分及び規制値は、「表 10 騒音規制の区域区分」及び「表 11 区域及び時間帯による規制基準値」に示すとおりです。

なお、戸塚環境センターは第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域となっていることから、騒音規制の区域区分は第 2 種区域に該当します。

表 10 騒音規制の区域区分

区域区分	対象となる区域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	工業地域、工業専用地域（一部地域）

表 11 区域及び時間帯による規制基準値（単位：デシベル）

区域区分	朝 6 時～8 時	昼 8 時～19 時	夕 19 時～22 時	夜 22 時～6 時
第 1 種区域	45 以下	50 以下	45 以下	45 以下
第 2 種区域	50 以下	55 以下	50 以下	45 以下
第 3 種区域	60 以下	65 以下	60 以下	50 以下
第 4 種区域	65 以下	70 以下	65 以下	60 以下

2) 本市既存施設の公害防止目標値

朝日環境センター及び戸塚環境センター西棟は、いずれも法令に定める第 2 種区域の規制基準値を公害防止目標値としています。なお、戸塚環境センター西棟では草加市の法令による規制基準値も満足することとしています。規制基準値は本市と同様の値となっています。

3) 新施設の公害防止目標値

新施設の騒音における公害防止目標値は戸塚環境センターが第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域となっていることから、「表 11 区域及び時間帯による規制基準値」に示した第 2 種区域の規制基準値とします。

(5) 振動

1) 関係法令における規制基準値

新施設は「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」による規制を受けることになります。

振動規制の区域区分及び規制値は、「表 12 振動規制の区域区分」及び「表 13 区域区分及び時間帯による規制基準値」に示すとおりです。

なお、戸塚環境センターは第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域となっていることから、振動規制の区域区分は第 1 種区域に該当します。

表 12 振動規制の区域区分

区域区分	対象となる区域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、 用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 13 区域区分及び時間帯による規制基準値（単位：デシベル）

区域区分	昼間 8 時～19 時	夜間 19 時～8 時
第 1 種区域	60 以下	55 以下
第 2 種区域	65 以下	60 以下

2) 本市既存施設の公害防止目標値

朝日環境センター及び戸塚環境センター西棟は、いずれも法令に定める規制基準値を公害防止目標値としています。なお、戸塚環境センター西棟では草加市の法令による規制基準値も満足することとしていますが、規制基準値は本市と同様の値となっています。

3) 新施設の公害防止目標値

新施設の騒音における公害防止目標値は戸塚環境センターが第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域となっていることから、「表 13 区域区分及び時間帯による規制基準値」に示した第 1 種区域の規制基準値とします。

(6) 粉じん

新粗大ごみ処理施設は「大気汚染防止法」に定める粉じん発生施設には該当しませんが、扱う物の性質上、粉じんが発生する可能性があります。粉じんの濃度に関して、法令による規制基準値は存在しませんが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」において、マテリアルリサイクル推進施設では「排気中の粉じん濃度は、一般に $0.1\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下にすることが望ましい。」と記載されていることから、新粗大ごみ処理施設を設計する際に配慮します。

(7) まとめ

新施設の公害防止目標値は「表 14 新施設の公害防止目標値」に示すとおりとします。

表 14 新施設の公害防止目標値

項目	区分	適用		法規制値	参考	
		焼却	粗大		朝日	戸塚
排ガス	ばいじん (g/m ³ N)	0.01	—	0.04	0.01	0.08
	塩化水素 HCl (ppm)	10		200	10	25
	硫黄酸化物 SO _x (ppm)	10		K 値 ^{*5} = 2.34	10	30
	窒素酸化物 NO _x (ppm)	50		180	50	180
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.05		0.1	0.05	1.0
	水銀 (μg/m ³ N)	30		30	—	—
排水	公共用水域 (戸塚環境センター) 下水道 (朝日環境センター)	法令規制値以下 ^{*1}		同左	法令規制 値以下 ^{*3}	法令規制 値以下 ^{*1}
悪臭	敷地境界線	法令規制値以下 ^{*2}		同左	法令規制 値以下 ^{*4}	法令規制 値以下 ^{*2}
	煙突等気体排出口					
	排水水					
騒音	朝 6時～8時	50 デシベル (A) 以下		同左	50	
	昼 8時～19時	55 デシベル (A) 以下			55	
	夕 19時～22時	50 デシベル (A) 以下			50	
	夜間 22時～6時	45 デシベル (A) 以下			45	
振動	昼間 8時～19時	60 デシベル以下		同左	60	
	夜間 19時～8時	55 デシベル以下			55	

※1：「水質汚濁防止法」の規制基準値及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制基準値
(表5、表6参照)

※2：川口市において適用される「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制基準値または「草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例」に基づく臭気指数規制基準値のうち厳しい数値及び草加市において適用される「悪臭防止法」に基づく物質濃度規制基準値(表7～表9参照)

※3：「川口市下水道条例」の規制基準値

※4：法規制値における「A区域」の規制基準値及び臭気濃度の許容限度として敷地境界で10、排出口で300を設定

※5：K値規制とは地域の汚染の実情に応じて地域ごとに定められた定数Kを用いて、個々のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の許容限度量を算出して排出基準として規制するもの。

2. 環境保全対策

公害防止目標値を遵守するための各項目の対策例を以下に示します。

(1) 騒音対策

施設からの騒音の発生源として、各種作業音及び機器からの発生源として破砕機、集じん機、油圧装置等が考えられ、騒音に関する対策例を以下に示します。

- ・各種作業は屋内で行うこととする。
- ・場内の車両の走行は徐行とする。
- ・低騒音タイプの機器を選定する。
- ・騒音発生源を建屋内に収容する。
- ・防音構造に配慮する。
- ・遮音壁を設置する。
- ・可能な限り敷地境界までの距離をとり、距離による減衰を図る。

(2) 振動対策

施設からの振動の発生源は騒音の発生源とほぼ同様であり、振動に関する対策例を以下に示します。

- ・各種作業は屋内で行うこととする。
- ・場内の車両の走行は徐行とする。
- ・低振動タイプの機器を選定する。
- ・防振ゴム等、伝播を防止する緩衝支持装置を設置する。
- ・破砕機等、大きな振動発生源となりうる機器等は独立基礎とする。

(3) 悪臭対策

悪臭の発生源として、受入・供給部、選別部、搬出部等が考えられ、悪臭に関する対策例を以下に示します。

- ・発生源箇所を建屋内に収容する。
- ・施設内を負圧にし、臭気の外部漏洩を防ぐ。
- ・消臭剤を散布する。
- ・活性炭等を利用した、臭気の除去を行う。

(4) 排水対策

新施設から排出される排水は、手洗いやトイレ等からの生活排水と、新焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設で使用するプラント排水となります。これらの排水は、公共用水域への放流を想定していることから、適切な処理を行う排水処理設備について検討します。

また、雨水排水に関しては、遊水池を経由して公共用水域に排水します。

(5) 粉じん対策

新粗大ごみ処理施設では、破砕機を導入することから、大気汚染防止法上の鉱物、岩石又はセメントの破砕機に対する規制に準じた構造上の対策を行うことを検討します（表 15 一般粉じん発生施設における構造基準（破砕機）参照）。また、粉じん発生箇所に対しては集じん機を導入し、粉じんの飛散防止対策を検討します。

表 15 一般粉じん発生施設における構造基準（破碎機）

粉じん発生施設の種類	構造基準
破碎機及び摩砕機 （鉱物，岩石，セメント用 で原動機の定格出力 7.5kW 以上）	・粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ・フード及び集じん器が設置されていること。 ・散水設備によって散水が行われていること。 ・粉じんカバーで覆われていること。 ・前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

3. 工事中の配慮

(1) 騒音・振動対策

新施設の整備工事に関しては、低騒音型、低振動型建設機械を導入する等の対策を行い、極力騒音・振動の発生抑制に努めます。

戸塚環境センターは第1種住居地域（一部第2種住居地域を含む）となっていることから、「表16 騒音規制法・振動規制法の区域区分」に示した区域区分のうち1号区域に該当し、規制基準値は「表17 区域区分による規制基準」に示したとおりとなっています。

なお、「表18 特定建設作業（騒音規制法・振動規制法）」に示した、建設作業に伴って著しい騒音・振動を発生する作業を、騒音規制法・振動規制法では特定建設作業と定めており、指定地域内で特定建設作業を行う者は、当該作業を行う場所の敷地境界において、騒音規制法・振動規制法の規制基準を遵守する必要があります。

表16 騒音規制法・振動規制法の区域区分

区域区分	対象となる区域
1号区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、 商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、 都市計画区域外（一部地域）、 上記以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別擁護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	工業地域、工業専用地域（騒音のみ指定）

表17 1号区域による規制基準

項目	騒音規制法	振動規制法
基準値	85 デシベル	75 デシベル
作業禁止時間	午後7時～午前7時	
最大作業時間	10時間/日	
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜・休日	

- (注) 1 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。
2 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域があります。

表 18 特定建設作業（騒音規制法・振動規制法）

騒音	振動
1 くい打機 （もんけんを除く。）、 くい抜機 又は くい打くい抜機 （圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）	1 くい打機 （もんけん・圧入式を除く。）、 くい抜機 （油圧式を除く。）又は くい打くい抜機 （圧入式を除く。）を使用する作業
2 びょう打機 を使用する作業	2 鋼球 を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3 さく岩機 を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	3 舗装版破砕機 を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4 空気圧縮機 （電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	4 ブレーカー （手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
5 コンクリートプラント （混練容量0.45 m ³ 以上）又は アスファルトプラント （混練重量200kg以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）	（注） 1 定格出力：1PS＝0.7355kW 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー（低騒音型建設機械）は、国土交通省のホームページで確認できます。
6 バックホウ （定格出力80k以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業	
7 トラクターショベル （定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業	
8 ブルドーザー （定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業	

(2) 工事車両による周辺道路の汚れ防止対策

工事現場から退場する車両のタイヤに付着した土砂等による道路の汚れを防止するため、タイヤ洗浄用の洗車プールを設置し、退場時には工事関係車両のタイヤ洗浄を行い、周辺道路の汚れ防止を図ります。

(3) 工事車両の動線計画

本事業は、既存の処理施設を稼働させながらの段階的な更新を予定していることから、工事中の車両動線を適切に設定し、安全性に配慮します。

(4) 工事排水の対策

粗造成時の濁水等は、調整池を設け沈砂池として利用し、濁水防止を図ります。調整池からの放流水質（SS、pH 等）を監視し、異常時は適切な措置を講じます。

(5) その他必要な項目

その他必要な事項として以下の点に留意します。

- ・ 工事中の資材運搬車両等が一時的に集中しないような運行計画や、交通安全対策として必要により交通誘導員の配置や工事車両の通門管理を行い、安全対策を図ります。
- ・ 煙突等の解体を行う際は、粉じん等が敷地外に出ないように徹底します。
- ・ 建設残土が発生した場合は、重金属類等の汚染状況を把握するとともに適切な処分先を確保します。
- ・ 施設の解体は「解体計画（案）」に従います。
- ・ 埋設廃棄物対策は「埋設廃棄物対策（案）」に従います。